4　都市緑化支援機構は、土地保全業務実施協定の内容に従つて、前条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れるものとする。

5　前項の規定による買入れをする場合における対象土地の価額は、時価によるものとし、当該買入れに要した費用は、第二項の府県が、土地保全業務実施協定の内容に従つて負担するものとする。

6　前二項に定めるもののほか、都市緑化支援機構は、土地保全業務実施協定の内容に従つて、特定土地保全業務を行わなければならない。

7　第五項に定めるもののほか、府県は、土地保全業務実施協定の内容に従つて、第三項第六号に規定する費用を負担するものとする。

（都市緑化支援機構の業務の特例）

第十四条　都市緑化支援機構は、都市緑地法第七十条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　前条第一項の規定による府県の要請に基づき、第十二条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れること。

二　前号の買入れに係る対象土地の区域内において機能維持増進事業を行うこと。

三　前号に掲げるもののほか、同号に規定する対象土地の管理を行うこと。

四　前条第三項第四号の期間内において府県への対象土地の譲渡を行うこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項の規定により都市緑化支援機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における都市緑地法第七章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十一条第一項	特定緑地保全業務	特定緑地保全業務及び特定土地保全業務（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号。以下「古都保存法」という。）第十三条第一項に規定する特定土地保全業務をいう。以下同じ。）（以下「特定緑地保全業務等」という。）
第七十一条第二項第一号及び第三号から第五号まで並びに第八十条	特定緑地保全業務	特定緑地保全業務等
第七十一条第二項第二号	業務実施協定	業務実施協定及び土地保全業務実施協定（古都保存法第十三条第三項に規定する土地保全業務実施協定をいう。）
第七十二条第一項及び第三項並びに第七十五条	支援業務	支援業務及び特定土地保全業務
第七十四条	業務ごと	業務及び特定土地保全業務ごと
第七十六条第一項	支援業務	支援業務又は特定土地保全業務（以下「支援業務等」という。）
第七十六条第二項、第七十七条第一項、第七十八条、第七十九条第二項第一号及び第百十五条第二項	支援業務	支援業務等
第百十七条第八号	第七十五条	第七十五条（古都保存法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第百十七条第九号	第七十七条第一項	第七十七条第一項（古都保存法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第十条中「第八条」を「第九条」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第十条」を「次条」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項ただし書中「行なう」を「行う」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第四項中「しようと」を削り、同条第八項中「行なう」を「行う」に改め、「しようと」を削り、同条を第九条とし、第七条の二を第八条とする。

第二十四条中「第二十条から第二十二条まで」を「第二十一条から前条まで」に改める。

本則に次の一条を加える。

第二十五条　第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）

第三条　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項第五号及び同条第五項中「それぞれ」を削り、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　国は、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構に対し、同法第七十条第一号、第二号及び第五号並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金を貸し付けることができる。

第二条第二項中「又は第九項」を「、第九項又は第十項」に改め、同条第九項中「前条第六項」の下に「又は第九項」を加え、同条第十項中「又は第九項」を「又は第十項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同条第十一項中「前条第九項」を「前条第十項」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第四条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「特質」の下に「及び当該都市における自然的環境の整備又は保全の重要性」を加え、同項後段を削り、同条第三項中「特質」の下に「及び当該地域における自然的環境の整備又は保全の重要性」を加え、「自然的環境の整備又は保全及び」を削る。

第二十一条の二第一項中「一時使用」を「一時的に使用する施設」に、「。以下」を「。第四項第二号において」に、「以下この条」を「同号」に、「次項及び」を「次項及び第三項並びに」に改め、同条第二項後段を次のように改める。

この場合においては、同項後段の規定を準用する。

第二十一条の二第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構は、第一項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図るために必要な都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

第二十二条第一項中「及び第二項並びに」を「から第三項まで並びに」に改める。

第七十五条の九第二項中「第二十一条の二第三項」を「第二十一条の二第四項」に改める。